

自転車ヘルメットを着用しましょう！

- ★ 大阪府自転車条例では、65 歳以上の高齢者が自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用しなければなりません！

大阪府自転車条例第 11 条第 2 項

高齢者は、自転車を利用する場合は、乗車用ヘルメット等を使用するよう努めなければならない。



大阪府自転車条例

大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定しました。(平成28年4月1日施行)

条例の4本柱

1 自転車保険の加入義務化

平成28年 **7月1日施行**

2 交通安全教育の充実

3 自転車の安全利用

4 交通ルール・マナーの向上



もずやん
大阪府広報担当
副知事

くわしくは、大阪府ホームページをご覧ください。 [大阪府自転車条例](#) [検索](#)

- ★ 自転車に乗車するときは、各部の点検をするよう努めましょう！

●自転車の各部名称



大阪府自転車条例

大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する
条例を制定しました。
(平成28年4月1日施行)

条例の4本柱

自転車保険の 加入義務化



交通安全教育 の充実



自転車の 安全利用

- 高齢者のヘルメット着用
- 自転車の点検及び整備
- 反射器材の装着



©2014
大阪府もずやん

交通ルール・ マナーの向上

自転車利用者の役割



QRコードから
ページにアクセス

くわしくは、大阪府ホームページをご覧ください。

大阪府自転車条例

検索

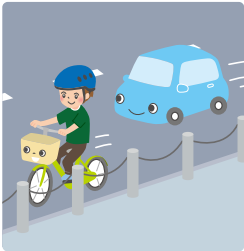


条例の主な取組内容

交通ルール・マナーの向上

自転車は車両です。
ルール・マナーを守って自転車を安全・適正に利用しましょう。

- 自転車は車道の左側を走りましょう



- 歩道は歩行者優先



- 交差点での一時停止と安全確認



- 信号を守る



- 夜間はライトを点灯



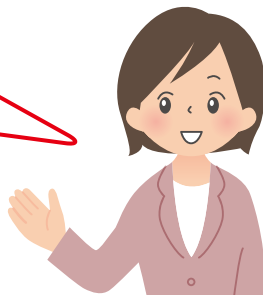
自転車保険の加入義務化

自転車利用者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減と、被害者の保護を図るため、自転車損害賠償保険の加入が義務化されました。

自転車保険に加入しましょう！

自転車が加害者となる事故でも、数千万円の高額賠償事例が発生しています。

※自転車事故によって生じた他人の生命又は身体の損害を補償することができる保険又は共済をいいます。



高齢者ヘルメット着用

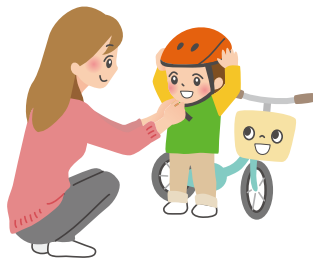
65歳以上の高齢者が自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用し、自分の身を守りましょう。ヘルメットは自転車で転倒したときに頭を守ってくれます。

〔13歳未満の児童、幼児が自転車に乗車するときは、道路交通法により保護者がヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。〕



交通安全教育の充実 (学校・家庭・職場)

児童・生徒に対する交通安全教育の指導強化や家庭、職場における交通安全教育の実施に努めましょう。



自転車の点検及び整備

反射器材の装着、タイヤの空気圧やブレーキの効き等の自己点検のほか、異常を感じた際には、販売業者の点検整備を受けましょう。



これらのながら運転は禁止行為です。

携帯電話でメールしながら



大音量で音楽等を聴きながら



※大音量～警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量

かさをさしながら

